

日本学生支援機構

2018年度 第一種奨学金(海外協定派遣対象)募集

下記の要項により「日本学生支援機構 第一種奨学金(海外協定派遣対象)」を募集します。

	書類配布期間	書類受付期間	初回交付月
第1回	2018年3月29日～2018年4月5日	2018年3月29日～2018年4月9日	2018年7月
第2回以降	申込手続には通常1ヶ月以上の時間を要しますので、希望者は海外留学支援制度(協定派遣)の採用が決定したら速やかに申し込んでください。		海外留学支援制度支給開始月

配布場所・時間:書類の配布・受付は在籍する校舎の学生課とします。

【白金校舎】月～金:9:30～11:45、12:30～16:00 土:9:30～11:45

【横浜校舎】月～金:9:30～11:45、12:30～16:30 土:9:30～12:00

1. 出願資格:

日本学生支援機構から2018年度海外留学支援制度(協定派遣)の給付を受ける者のうち、3ヶ月以上1年以内の期間で短期留学する者。なお、次の者は申込対象外です。

- (1)海外留学支援制度(協定派遣)の給付期間が3ヶ月未満の者
- (2)2017年度海外留学支援制度の対象者であって、引き続き2018年度に給付を受けている者
- (3)国内の第一種奨学金を貸与継続中の者(第一種奨学金の重複貸与は不可)

2. 月額(貸与・無利子): 30,000円、54,000円、64,000円の中から選択(平成29年度以前入学者)

※この奨学金の申込みと同時に、留学時特別増額貸与奨学金(有利子・一時金)(10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から希望額を選択)の申込みも可能です。

(留学時特別増額貸与奨学金のみの申込みは不可)

3. 貸与期間: 海外留学支援制度(協定派遣)の支給開始月から支給終了月まで(途中辞退可)

※なお、過去に第一種奨学金の貸与を受けた者は、貸与期間が短縮されたり申込資格がなくなる場合がありますので、学生課窓口で確認してください。

4. 奨学金の交付: 原則として、毎月1回、本人名義の日本国内の口座に振込(留学開始前の振込はありません)

5. 提出書類: (1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)

(2)平成30年度第一種奨学金(海外協定派遣対象)申込書〔所定用紙〕

(3)確認書兼個人情報取扱いに関する同意書〔所定用紙〕

(4)父母(父母がいない場合は代わって家計を支えている方)の収入に関する証明書類

・給与と所得者の場合・・・「平成29年分源泉徴収票」のコピー

・給与と所得者以外の場合・・・「平成29年分確定申告書(第一表と第二表)(控)」のコピー

あるいは「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控)」のコピー

※確定申告書(控)に税務署等の受付印がない場合は、別途提出書類が必要です。

(5)その他、特殊事情・特殊控除に関する書類(該当者のみ)

(6)第一種奨学金(海外協定派遣対象)証明書類綴り〔所定用紙〕

※源泉徴収票等収入に関する証明書類はのりづけせずに持参してください。

(7)第一種奨学金(海外協定派遣対象)申込みに係る重要事項確認〔所定用紙〕

6. 保証制度:

申込時に、「人的保証(連帯保証人及び保証人が必要)」または「機関保証」のいずれかの保証制度を選択します。

採用決定後(留学中)、下記の書類を提出することになりますので、人的保証制度を選択する場合は、必ず事前に、連帯保証人および保証人となる方に承諾を得てください。なお、返還方式について「所得連動返還方式」を選択した場合は「機関保証」となり、下記に加え別途マイナンバーの提出が必要です。

(1)人的保証制度:返還誓約書(本人・連帯保証人および保証人の自署・押印)、本人の住民票(コピー不可、マイナンバーの記載のないもの)、

連帯保証人および保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)

(2)機関保証制度:返還誓約書(本人の自署・押印)、本人の住民票(コピー不可、マイナンバーの記載の無いもの)、本人が自署・押印した「保証依頼書(兼保証委託契約書)」